

注 意 事 項

使用者の義務

- 1 ホールの定員を超えて入場させないこと。
- 2 許可なく所定の場所以外において、火気を使用し、飲食又は喫煙しないこと。
- 3 許可なく物品の販売等をしないこと。
- 4 許可なく館内に貼紙、釘打ち等をしないこと。
- 5 許可を受けた器具以外を使用しないこと。
- 6 入場者に対し、入場者の義務を遵守させること。
- 7 前各号に掲げるもののほか、施設等の準備、後始末及び原状回復等を行う場合は、すべて職員の指示に従うこと。
- 8 使用者は、その使用を終えたときは、直ちに施設又は付属設備等を原状に復し、職員に届け出て点検を受けなければならない。
- 9 使用者は、建物、設備、備品、その他物件を破損、汚損又は滅失したときは、直ちに村長に届け出て職員の指示を受けなければならない。

入場者の義務

- 1 所定の場所以外で火気を使用し、飲食又は喫煙をしないこと。
- 2 施設内を不潔にしないこと。
- 3 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となるおそれがある物品又は動物の類を携帯しないこと。
- 4 騒音又は怒声を発し、暴力を用い、その他他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 5 所定の場所以外に出入りしないこと。
- 6 その他管理上必要な指示に従うこと。

【上記に反する場合は、今後の使用をとりやめる場合もあります。】

(参考) 黒滝・文化とスポーツの森条例施行規則(抄)

平成 8 年 9 月 25 日
規則第 4 号

(使用料の還付)

第 10 条 条例第 11 条ただし書の規定による使用料の還付については、次のとおりとする。

- (1) 使用者の責によらない事由により使用することができない場合は、既納使用料の全額
- (2) 使用者が許可の取消を使用日の 10 日前までに申し出た場合は、既納使用料の 5 割相当額

様式第1号 - 1

こもればいホール
やまなみステージ 使用許可申請書

平成 年 月 日

黒 滝 村 長 殿

黒滝・文化とスポーツの森条例及びこれに基づく規定を承諾のうえ、次のとおり使用許可の申請をします。

住 所	〒		TEL
主 催 者 名 (団 体 名 等)	フリガナ		
代 表 者 名	⑩		
連絡者職・氏名	TEL		
使用目的			
共催・後援・協賛 団 体 名	共 ・ 援 ・ 協		
参加者数			
使用期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
入 場 対 象 者	一般公開(無料・有料 円)		
	関係者のみ(招待者・)		

施設使用料金	使用時間	使用料	時間外使用料
		~	

使用設備	単位	有無	使用時間	使用料
簡易ステージ			~	
演 台			~	
花 台			~	
音 響 器 具			~	
照 明 (スポットライト)			~	
持込電気器具			~	

許可年月日
・ ・

決 裁	村長	参事	総務課長	課長	課長補佐	合議

こもれびホール
やまなみステージ 使用許可書

平成 年 月 日

住 所	〒 TEL		
主 催 者 名 (団 体 名 等)	フリガナ		
代 表 者 名			
使 用 目 的			
共催・後援・協賛 団 体 名	共 ・ 援 ・ 協		
参 加 者 数			
使 用 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
入 場 対 象 者	一 般 公 開 (無 料 ・ 有 料 円)		
	関 係 者 の み (招 待 者 ・)		

施設使用料金	使 用 時 間	使 用 料	時 間 外 使 用 料
	~		

使 用 設 備	単 位	有 無	使 用 時 間	使 用 料
簡 易 ス テ ー ジ	1 式		~	
演 台	1 台		~	
花 台	1 台		~	
音 響 器 具	1 式		~	
照 明 (スポットライト)	1 式		~	
持 込 電 気 器 具	1 KW		~	

使用者が施設の使用を取り消した場合は、黒滝・文化とスポーツの森条例施行規則の基準に従って、取消料をいただきます。

上記のとおり使用を許可します。

平成 年 月 日

黒滝村長

文化とスポーツの森使用料減免申請書

年 月 日

黒滝村長 殿

申請者 住所
 団体名
 氏名 印
 電話番号

次のとおり文化とスポーツの森の使用料の減免を申請します。

名称	
使用日時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
使用目的	
使用人員	人
付属設備	使用する(その概要) 使用しない
使用料	円
減免を受けようとする理由	

(注) 印欄は、記入しないでください。